

共 済 会 給

IV 共済給付制度

		給付額		給付対象の範囲
		A. 損害保険 (保険金)	B. 自家共済 (見舞金、弔慰金)	
死亡されたとき	交通事故により	死亡給付金 500 万円 (後遺障害給付金との通算限度あり)	———	<ul style="list-style-type: none"> ●国内の事故の日から180日以内に(交通事故)死亡した場合 ●海外も可
	病気・ケガにより	———	弔慰金 10 万円	<ul style="list-style-type: none"> ●就業中・就業外を問わず24時間対象(交通事故を含む) ●海外も可
後遺障害をうけたとき	交通事故により	後遺障害給付金 程度により 500 万円 ～ 20 万円	———	<ul style="list-style-type: none"> ●国内の事故の日から180日以内に(交通事故)後遺障害をうけた場合 ●海外も可
	病気・ケガにより	———	後遺障害見舞金 10 万円	<ul style="list-style-type: none"> ●就業中・就業外を問わず24時間対象(交通事故を含む) ●海外も可
入院したとき	交通事故により	———	〈共通〉 ・連続10日以上 入院見舞金 5 万円	<ul style="list-style-type: none"> ●事故の日から180日以内に連続10日以上(交通事故)、連続3ヶ月以上(交通事故)入院の場合 ●海外も可
	病気・ケガにより	———	・連続3ヶ月以上 入院見舞金 10 万円 (同一の傷病について1回限り)	<ul style="list-style-type: none"> ●就業中・就業外を問わず連続10日以上(病気・ケガ)、連続3ヶ月以上(病気・ケガ)入院の場合 ●海外も可
建物が火災にあったとき		———	火災見舞金 10 万円	<ul style="list-style-type: none"> ●加入者の事業所および登録会員の所有する建物 ●海外も可

付 早 見 表

請求のときの必要書類				記載ページ
請求書	診断書	証明書	委任状と印鑑証明他	
様式1～4をコピーの上、 記入してください	所定機関の用紙のコピーにて可		様式5をコピーの上、 記入してください	
●死亡給付金請求書 (兼事故状況報告書) (様式1)	●死亡診断書 (様式7)	●除籍謄本 ●交通事故証明書	●相続人代表の印鑑 証明書 ●法定相続人の委任 状と印鑑証明書	54～55
●同上	●同上	●除籍謄本	●相続人代表の印鑑 証明書	
●後遺障害給付金・見舞 金請求書 (兼事故状況報告書) (様式2)	●障害診断書 (様式8)	●交通事故証明書	●受傷者の印鑑証明 書	55～61
●同上	●同上	———	———	
●入院見舞金請求書 (兼事故状況報告書) (様式3)	———	●入院証明書 (様式6)	———	61
●同上	———	●同上	———	
●火災見舞金請求書 (兼事故状況報告書) (様式4)	———	●火災事故の証明書	●写真	62